# 旭川市立永山西小学校

## 学校いじめ防止基本方針



令和5年4月改定

## 【目 次】

1+	18	め	1-
ı	ر ا	$\alpha$	_

Ι	いし	じめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
	1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	P 1
	2	いじめの理解	P 2
Π	本村	交が実施するいじめの防止等の取組	
	1	本校のいじめの実情及び令和5年度の目標(指標)	Р3
	2	児童が主体となった取組の推進	P 4
	3	学校いじめ対策組織の設置	P 4
	4	いじめ防止の取組	P 6
	5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	P 8
	\J	資料〉いじめ発見・見守りチェックリスト	P 9
	\J	資料〉主な相談窓口	P1 1
	6	いじめの対処	P12
	7 (j	いじめの解消 資料〉早期発見・事案対処マニュアル	P13 P14
	8	いじめの重大事態への対応	P15
	9	いじめの防止等に関する機関,保護者等との連携	P16
]	0	インターネットを通じて行われるいじめへの対処, 保護者との連携	P16
1	1	学校いじめ防止プログラム 〈資料〉1年間の取組	P16 P17 P18

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめのない、笑顔あふれる学校づくり」に努めてきました。いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処を行っています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

### 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

### 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童(生徒)や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

### 第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的 又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特 別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 〇 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- O 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- O パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

### (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- O いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、 所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間 関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己 有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、 支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている 必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児 童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット を通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この 相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

### 1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標(指標)

【目標①】「いじめはどんなことがあっても許さない。」の割合・・・・100%

【目標②】「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」の割合・・・0%

前年度、いじめを認知した件数は14件です。12件については、該当児童への指導、保護者への連絡、学級・学年での指導を通して解消することができました。もう2件については、引き続き指導を行っているところです。

本年2月の調査によると、児童が「いじめはどんなことがあっても許さない。」と答えた割合は99.2%です。今後も100%に近付くことを目標に、継続的に指導を行っていきます。

また、「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない。」と答えた割合は、約4.3%でした。困ったときに誰かに相談する必要性を児童に指導するとともに、児童相互、児童と大人(教師など子どもの成長にかかわる者)との深い信頼関係を目指していきます。

本校では、「いじめはいつでも起こりうる」という認識に立ち、積極的ないじめの 認知に努めるとともに、いじめの早期発見に努め、重大事案とならないように指導を 行います。また、いじめが発見された場合は学校全体で取り組み、すべてのいじめが 解消できるようにします。

### 2 児童が主体となった取組の推進

本校ではいじめ防止に向け、児童主体で以下の取組を行います。今年度も全児童が「いじめをしない・させない・見過ごさない」ために、発達段階に合わせた取組を行います。

- (1) 児童会・各種委員会の取組
  - ・いじめ防止に関わる集会的活動(前期・後期)
  - ・いじめ防止強化月間(6月・10月)の取組(いじめ防止動画、「自分のよいところ探し」の取組など)
- (2) 学年・学級を中心とした取組
  - ・いじめ防止に関わるスローガン等の設定
  - ・いじめ防止に向けた話し合い(教科・学活・道徳)





### 3 学校いじめ対策組織の設置

### (1) 学校いじめ対策組織の構成

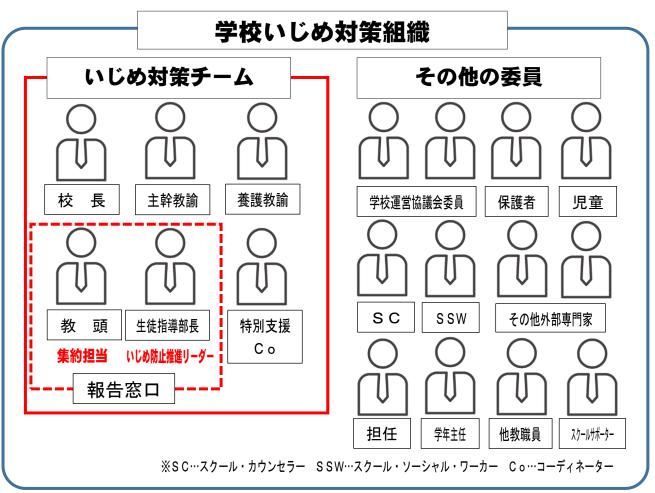
「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる

常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応する ことで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処に ついて、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成や実施の際、保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

### (2) いじめ対策組織図



### (3) 学校いじめ対策組織の役割

### ①未然防止

(ア)いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

### ②早期発見 事案対処

- (ア)いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- (イ)いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の 問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (ウ)いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有,及び関係児童に対するアンケート調査,聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- (エ)いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の 決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

### ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種の取組(当組織の会議は定例で実施)

- (ア)本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成, 実行, 検証, 修正
- (イ)いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- (ウ)本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と 見直し

### 4 いじめ防止の取組

### (1) いじめについての共通理解

- (ア)いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や校内研修において周知し,教職員全員の共通理解を図ります。
- (イ)いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

(ア)教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動

などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

(イ) 幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに,自分の存在と他者の存在を等しく認め,互いの人格を尊重する態度を育てます。

### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (ア)いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が 関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレス にならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりに努めま す。
- (イ)教職員の不適切な認識や言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめ を助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払いま す。

### (4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- (ア)教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、自己有用感を高めるよう努めます。
- (イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設け るなどの工夫に努めます。
- (ウ) 自己有用感や自己肯定感, 社会性などは, 発達段階に応じて身に付いていく ものであることを踏まえ, 小・中学校間で連携した取組を進めます。
- ※1 自己有用感・・・他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情 ※2 自己肯定感・・・「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

### (5) 出欠確認ボードの効果的な活用

始業前に連絡のあった欠席,遅刻などの情報を記入,さらに毎朝9時頃までにスプレットシートによる健康観察記録をもとに養護教諭が確認し,各学級の出欠を記録することでその日の児童の出席



状況を一枚のボードで確認、共有できるようにしています。

その後、校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、生徒指導担当者、特別支援 co でその日の児童の出席状況に関する情報共有を行っています。欠席が続く児童がいた場合は、数字を書き入れ、担任からの連絡を忘れずに行うようにしています。

また、家庭へ連絡をした際は、児童の健康状態の確認だけでなく、可能であれば児童と会話を行い、心身のケアにも努めています。この取組は、不登校の未然防止に向けた取組であると共に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」にも効果を発揮するものとして定着しています。

### 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ些細な兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を行います。

- (ア)日常の観察やふれあい,定期的なアンケート調査,チェックシートの活用,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,児童が日頃から相談しやすい雰囲気作りに努めます。
- (イ)児童及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等),本校における相談窓口の利用,関係機関等の電話相談窓口について周知し,いじめについて相談しやすい体制を整備します。

## いじめ発見・見守りチェックリスト

	年	組	記入者			【記入日	月	$\exists$
	次の項目に	に該当っ	する児童がい	る場合は,	横に名前を記	載してください。		
1								

	日常の行動や様子等		児童氏名	$\bigcap$
	遅刻・欠席・早退が増えた。			)
	保健室などで過ごす時間が増えた。又は	,すぐに保健室に		
行	行きたがる。			)
	用もないのに職員室や保健室の付近でよ	く見かける。又は		
=	訪問する。			)
	教職員のそばにいたがる。			J
	登校時に、体の不調を訴える。			J
	休み時間に一人で過ごすことが多い。…			J
	交友関係が変わった。			J
	他の子の持ち物を持たされたり、使い走	りをさせられたり		
5	する。			J
	表情が暗く(さえず),元気がない。 …			)
	視線をそらし,合わそうとしない。			J
	衣服の汚れや傷み等が見られる。			J
	持ち物や掲示物等にいたずらされたり、	落書きされたり,		
Bā	隠されたりする。			J
	体に擦り傷やあざができていることがあ	る。(		J
	けがをしている理由を曖昧にする。			
_				
	授業や給食の様子		児童氏名	
	教室にいつも遅れて入ってくる。			)
	学習意欲が減退したり、忘れ物が増えた	:りしている。〔		)
	発言したり、褒められたりすると冷やかしな	やからかいがある。 〔		J
	グループ編成の際に、所属グループが決	まらず孤立する。〔		)
	グループを編成すると机を離されたり過	!けられたりする。〔		)

□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………〔

	キャントナルニョング のおっ				
$\bigcap$	清掃や放課後の様子			児童氏名	
	] 清掃時間に一人だけ離れて	掃除している。	(		)
	〕 ゴミ捨てなど,人の嫌がる	仕事をいつもしている。	[		)
	〕 一人で下校することが多い	o	[		)
	] 一人で部活動の準備や後片	付けをしている。	[		)
	] 習い事や少年団を休み始め	,「辞めたい」などと言い出す。	[		)
	] 習い事や少年団の話題を避	ける。	[		)

### 主な相談窓口

- ◆旭川市子ども総合相談センター
  - <電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

- ◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)
  - <電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310(24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.ip

- ◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)
  - <電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

- ◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)
  - <電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

- ◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)
  - <電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

- ◆法テラス旭川
  - <電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。 事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立永山西小学校 TEL48-1042

### 6 いじめの対処

### (1) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (ア)遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- (イ)いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策 組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」 \*P8参照の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。
- (ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ち に警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

### (2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- (ア)いじめられた児童から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- (イ)いじめられた児童の生活の様子の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- (ウ)必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーなど、外部専門家の協力を得て対応します。

### (3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- (ア)いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが 確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- (イ)いじめた児童の行動上の問題点や課題など、いじめの背景にも目を向け、健 全な人格の発達に向けた指導を行います。
- (ウ)事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保 護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア)いじめを傍観していた児童に自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- (イ)学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### (5) 性に関わる事案への対応

- (ア)他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか 否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮して対処を行い ます。
- (イ)事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを 編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、 適切な役割分担を行います。
- (ウ) 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、 医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- (エ)詳細な情報の共有はチーム内のみとするなど、情報管理の徹底に努めます。

### (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

(ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう,教育委員会が窓口となり,各学校との緊密な連携の下,対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

### 7 いじめの解消

- (1) いじめが「解消している」状態でも単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2 つの要件が満たされている場合、いじめ対策組織が解消と判断します。
  - (ア)いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月 止んでいる状態が、継続していること。
  - (イ) いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

### (2) 観察の継続

- (ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」\*P8参照を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- (イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、 安全・安心を確保します。

### 旭川市立永山西小学校 いじめ早期発見・事案対処マニュアル(令和5年度)

### 【いじめの把握・報告】

- <いじめの把握>
  - いじめを受けた児童や保護者
  - 〇 学級担任
  - 児童アンケート調査や教育相談
  - 学校以外の関係機関や地域住民
- <いじめの報告>

- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー (SC)
- ○その他
- 把握者→学級担任・学年等→報告窓□(生徒指導担当者)→集約窓□(教頭)→校長

### いじめ対策組織会議の開催

### 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】

□事実関係の把握

- 口いじめ認知の判断
- □SCや関係機関との連携の検

- 口「いじめ対処プラン」の作成 (指導方針,指導方法,役割分担の決定)
- □全教職員による共通理解

### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
  - いじめを行った児童及び保護者への指導・助言

討

- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関(教育委員会,旭川市子ども総合相談センター,旭川児童相談所,警察等)との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え、いじめを 止めさせ、安全確保及で再 発を防止し、徹底して守り 通す。 □いじめの解消の要件に基づ き、対策組織で継続して 視するともに、自尊感情 を高める等、心のケアと支 援に努める。	□不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等,いじめ	□いじめを傍観したり,はやし立てたりする行為は許されないことや,発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□自分の問題として捉え,いじめをなくすため,よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	□家庭訪問等により、その日 のうちに迅速に事実関係を 説明する。 □今後の指導の方針及び具体 的な手立て、対処の取組に ついて説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 回保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	□当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下で、個人情報に留意し必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○ いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断



### 【再発防止に向けた取組】

#### 〇 原因の詳細な分析

- □事実の整理、指導方針の再確認
- ロスクールカウンセラーなど外部の 専門家等の活用
- 〇 学校体制の改善・充実
  - 口生徒指導体制の点検・改善
  - 口教育相談体制の強化
  - □児童理解研修や事例研究等,実践的 な校内研修の実施

#### ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- □児童の居場所づくり、絆づくり など, 学年・学級経営の充実
- □道徳の時間の充実等、児童の豊 かな心を育てる指導の工夫
- □分かる授業の展開や, 認め励ま し伸ばす指導、自己有用感を高 める指導など,授業改善の取組

#### 〇 家庭、地域との連携強化

- 口教育方針やいじめ防止の取組等 の情報提供や教育活動の積極的 な公開
- 口学校評価を通じた学校運営協議 会等によるいじめの問題の取組 状況や達成状況の評価
- □児童のPTA活動や地域行事へ の積極的な参加による豊かな心 の醸成

### 8 いじめの重大事態への対応

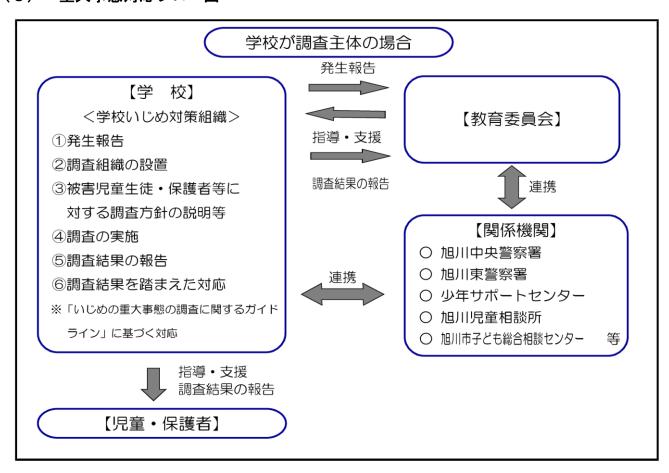
### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立があったとき。 ※重大事態の判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重 大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

### (2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告 し、「重大事態対応フロー図」\*3に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」に おいて実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

### (3) 重大事態対応フロ一図



### 9 いじめ防止等に関する機関、保護者との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめ防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。さらに、保護者や地域住民の参画、スクールカウンセラー等外部専門家の活用、警察や民間の相談機関等との連携を行います。

### 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し,効果的に対処できるよう,情報 モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的・計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力・連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

### 11 学校いじめ防止プログラム

本校におけるいじめ防止プログラムを次頁に示します。 1 年間の取組を確認し、 職員で共通理解を図って進めます。

〈資料〉P17.18 本校における 1 年間の取組一覧

### (資料) 永山西小学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月(強調月間)
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	〇学校いじめ対策組織会議 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 〇市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 〇校内研修・児童理解研修(特別支援交流)	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報 共有、対処の検討  ○教育相談週間
児童	○基本方針(児童版)策定 ・検討、配付と保護者への周知  ○相談窓口の理解 ・校内 ・スクールカウンセラー、子どもホッ	〇全校集会の実施 ・校長講話 等	・ストレスチェック(高学年) 〇いじめアンケート調査① 〇いじめ・非行防止強化月間① 児童主体の取組(集会等) 〇人権教育プログラム① 「生命の安全教育」「SNS の使用」
家庭・地域	○参観日・保護者懇談 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開	〇学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	

	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・ほっと、Q-U等,各種調査の実施方法の確認 ・1 学期の取組の点検・評価 ・2 学期の重点の検討 ・児童に関する情報交流	○学校いじめ対策組織会議 ・校内研修内容検討及び準備、運営 ・ほっと、0-U等、各種調査の結果の分析 ・2学期の重点指導事項の確認 ・夏休み明けの児童に関する情報交流 ○市主催「生徒指導研究協議会」 への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容 についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組 の検討 ○組織内研修⇒各学年へ ・生徒指導研究協議会参加者からの 還流報告
児 童	○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等 ○1学期の振り返り ○夏休み「生活のきまり」の確認	〇相談窓	○後期の見通しとめあて □の理解
家庭・地域	〇保護者懇談 ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の紹介 ・いじめアンケート結果に基づく保護者懇談	○市主催「生徒指導研究協議会」 への参加 ○情報機器使用に関するアンケート (学校だより等)	

	10月(強調月間)	1 1 月	1 2 月
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート調査及び教育相談に向けての検討	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・学校評価における点検項目についての検討	○学校いじめ対策組織会議  ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ・気になる児童の情報交換  ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検
		(CIXI 14119 (CIXI-1/14119)	
児	・ストレスチェック(高学年) 〇いじめアンケート調査②		〇「なやみ」についての授業 (5年・保健)
童	〇いじめ・非行防止強化月間②	~児童主体の取組	○2学期の振り返り ○冬休み「生活のきまり」の確認
	〇人権教育プログラム(情報モラ	ラルに関する授業実践 全学年)	
家庭・地域		○学級懇談 (参観日) ・学校いじめ防止基本方針に基づく 取組の紹介 ・希望する保護者との個別面談	○個人懇談③ ・児童に関する情報交流 ・相談機関の紹介 ○2学期の取組の状況等につ いての公表(学校だより等)

	T		
	1月	2月	3月
教 職 員	〇学校いじめ対策組織会議 - 学校評価の結果の分析 - いじめ防止に係る取組内容の検討 - 冬季休業明けの児童に関する情報 交流	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間の取組についての点検・評価 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談(随時)	○学校いじめ対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○職員会議 ・年度の反省 ・次年度に向けて ・情報交換 等
児童	〇児童主体の取組 ・いじめ防止に係る取組 等	・ストレスチェック(高学年) ・いじめアンケート調査③ ○情報モラル教育(4年)	○ 1年の振り返りと次年度に向けて
	〇相談窓口の理解 ・校内・スク	フールカウンセラー,子どもホットライン,子ども相詞	炎支援センターなど
家庭・地域		〇学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○3学期の取組状況等についての 公表(学校だより等)